

令和7年度北名古屋市ホームページ広告掲載事業者募集要項

第1 募集要項の趣旨

この募集要項は、北名古屋市（以下「市」という。）が管理するホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載事業者の募集に関し、北名古屋市広告掲載要綱（平成20年北名古屋市告示第185号。以下「要綱」という。）及び北名古屋市広告掲載基準（平成20年6月25日施行。以下「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 募集の目的

市ホームページにバナー広告（市ホームページ内に表示される広告画像をいう。以下「広告」という。）を掲載することにより、市の収入確保と広告掲載事業者等の地域貢献機会を提供することを目的とする。

第3 募集する広告の仕様等

掲 載 場 所	市ホームページの各ページ下段（一部ページを除く） ※掲載位置はランダム表示
規 格	1 枠：縦50ピクセル×横150ピクセル 形式：G I F（アニメーション・透過G I F不可）、J P E G形式、 またはP N G形式で静止画 容量：20KB以内※画像スライス（分割）不可
募 集 枠	18枠
掲 載 期 間	1 広告を掲載する期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1箇月単位とし、同一年度内で連続して複数月の掲載ができるものとする。 2 広告の掲載開始日は、掲載希望期間の初めの月の初日とし、掲載終了日は掲載希望期間の末日の翌月の初日とする。 3 広告の開始日又は掲載終了日が土曜日若しくは日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日又は12月29日から1月3日までに当たるときは、その日以後に最初に到来する北名古屋市役所の開庁日を掲載開始日又は掲載終了日とする。
広告掲載料	1枠8,000円（1箇月） ※別途市が指定する期日までに納付するものとする。 （令和7年4月1日以降の納付）

※ 掲載場所、募集枠などは変更になる場合があります。

第4 広告内容等

- (1) 広告を作成するにあたっては、要綱、基準及びこの募集要項の各規定を遵守するものとする。
- (2) 広告内容等の仕様について、事前に市と協議し、市の承諾を受けた後に広告物を製作しなければならない。
- (3) 市は前項の承諾を行うに際して、広告内容の変更を指示し、又は必要な条件を付することができるものとする。

第5 広告掲載事業者の資格

- (1) 広告掲載事業者は、自らの広告を掲載しようとする事業主とする。
- (2) 広告代理店等を通じて申込をした場合、広告代理店等を資格者代理人として広告掲載等に係る手続き等を行うことはできるが、その資格は自らの広告を掲載しようとする事業主に帰属するものとする。

第6 申込方法

広告掲載事業者となることを希望する者は、次により市に申し込むものとする。

受付期間	令和7年2月28日（金）まで（窓口での受付時間は平日の午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は当日消印有効。） ただし、募集期間内に募集枠に達しない場合は、募集期間終了後、随時受付を行う。
提出方法	持参、郵送又はメールで提出してください。
提出先	〒481-8531 北名古屋市西之保清水田15番地 北名古屋市役所西庁舎3階 秘書広報課 koho@city.kitanagoya.lg.jp
提出書類	1 北名古屋市ホームページ広告掲載申込書（別紙様式1-1） ※継続して申込をする場合は広告掲載申込書（継続）（別紙様式1-2）を提出 2 添付書類 (1) 広告案 (2) 身分証明書（個人事業主の場合）又は商業登記簿全部事項証明書（法人の場合） ※身分証明書は、市町村によっては「身元証明」ともいい、被後見人登記や破産宣告の有無を証明するもので、本籍地の役場で取得できます。 (3) 納税証明書（市税の未納が無いことの証明） ※北名古屋市に納税義務がある場合は、納税証明書の提出不要

	(4) 会社概要及び事業実績を示す書類等（任意様式） ※第5の(2)の規程により申込をする場合、資格者代理人が広告掲載事業者に代わり、広告掲載事業者の上記書類を提出すること。 ※令和6年度から継続して申込をする広告掲載事業者については、「身分証明書又は商業登記簿全部事項証明書」及び「会社概要及び事業実績を示す書類等」の提出を免除する。 ※証明等は、発行日が申込日を基準日として3か月以内のもの
備考	1 広告は、事業者の決定後、3月12日（水）までに電子媒体（CD-R、MO等）または電子メールで提出するものとする。 2 提出された書類は原則として返却しないものとする。 3 広告は縦100ピクセル×横300ピクセルで提出するものとする。

第7 選定方法

- (1) 募集枠数を超えて申込があるときは、市内の事業者等に係る広告案を提示した者を優先するものとする。その結果、枠数に余裕がある場合は、抽選により広告掲載事業者を決定する。
- (2) 募集期間内に申込者がなく、募集期間終了後に申込を受け付ける場合は、先着順とする。
- (3) 選定結果については、その結果を北名古屋市ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書（別紙様式第2）によって通知する。
- (4) 要綱等に適合しないもの又は虚偽の内容が記載されているものは、失格とする。
- (5) 選定までの審査の経緯等は公表しないものとする。また、審査結果についての異議申立ては受け付けないものとする。

第8 契約書の締結

市と広告掲載事業者は、広告の掲載に関して契約書を締結するものとする。

第9 経費負担

広告の作成及び提出に要する費用は、申込者の負担とする。

第10 掲載の中止

- (1) 市は、広告の掲載が不適切と認めるときは、掲載を中止することができる。
- (2) 市は、広告原稿及びリンク先ページが、北名古屋市広告掲載申込書及び広告案と相違し、又はこれらの内容が適当でないと認めたときは、広告掲載事業者に対し広告原稿又はリンク先ページの変更を求めることができる。
- (3) 広告掲載事業者は、自己の都合により、市ホームページへの広告の掲載を取り下

げることができる。その場合、北名古屋市ホームページ広告掲載取下げ届（様式第3）を取下げを希望する日の10日前（複数月の広告掲載の決定を受けた広告主の場合は取下げを希望する日の1箇月前）までに市長へ提出しなければならない。

- (4) 使用中止の事由が、広告掲載事業者又は広告内容の事業者等の責めに帰すべきものである場合は、掲載料は還付しない。ただし、広告掲載事業者の責めに帰すことができない理由により広告を掲載できなかったときは、広告掲載料の全部又は一部を還付することができるものとするが、還付する広告掲載料には利子を付さない。

第11 免責

市は、次に掲げる事由により、市ホームページへの広告掲載ができなかったときは、その責めを負わない。

- (1) 天災、停電、通信回線の事故その他市の責めに帰すことのできない非常事態が発生したとき。
- (2) サーバー等の機器の保守又は工事を行うとき。
- (3) 市ホームページへの広告掲載のため、一定時間（広告掲載の開始日又は変更日の午前0時から午前10時までの間とする。）調整を行うとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市ホームページの運営を、1箇月当たり合計24時間を超えない時間停止したとき。

第12 広告料の還付

第10の(4)の規定により還付する金額は、納付された広告掲載料から広告掲載した期間（1箇月に満たないときは1箇月）を差し引いた額を月割で還付するものとする。この場合において、返還額に1円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

第13 苦情等への対応

広告掲載事業者は、広告の内容に関する苦情その他問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意を持って速やかに解決に努めるものとする。

第14 不測の事態への対応

別途協議のうえ対処するものとする。

第15 問い合わせ

総合政策部秘書広報課

電話 0568-22-1111（内線2314）